

○枝幸町結婚新生活支援事業補助金交付規則

令和5年3月27日規則第52号

枝幸町結婚新生活支援事業補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、婚姻に伴う新生活のための住居の確保、引越し等に要する費用に対し、枝幸町結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、経済的負担の軽減を図り、地域における定住の促進、少子化対策の強化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 事業年度 補助金の交付を受けようとする年度をいう。
- (2) 対象期間 事業年度の4月1日から3月31日までをいう。
- (3) 新婚世帯 事業年度の4月1日から3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。
- (4) 住居 新婚世帯が婚姻を機に居住し、又は居住しようとする枝幸町内の住宅（夫婦のどちらか一方が現に居住する住宅への入居を含む。）をいう。
- (5) 住居費 対象期間に、住居への居住のために要した経費で、次に掲げるいずれかに該当したものをいう。
 - ア 住居の購入費用（新築する場合の工事請負費を含む。）
 - イ 住居の貸借費（賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料の費用をいう。ただし、夫婦の2親等以内の親族及び姻族が所有するものを除く。）
 - ウ 住居のリフォームに要した費用
- (6) 引越費用 対象期間に住居への引っ越しに要した費用をいう。
- (7) 所得期間 補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）の属する年の前年から同年12月31日までの間をいう。ただし、申請日が1月1日から3月31日までの場合は、前々年の1月1日から同年12月31日までの間をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 補助金の申請日に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が住居の住所となっており、かつ、申請日から2年以上継続して居住する意思があること。
- (2) 婚姻の日における夫婦の年齢が、それぞれ39歳以下であること。

- (3) 所得期間の夫婦の所得を合計した額（以下「所得合計額」という。）が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得合計額から所得期間内に返済した貸与方奨学金の返済額相当額を控除する。
- (4) 申請日において、夫婦のいずれも枝幸町又は前住所の市町村税等の滞納がないこと。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助や、他の公的制度による家賃に関する補助金等を受けていないこと。
- (6) 過去に内閣府の定める結婚新生活支援事業費補助金交付要綱及び結婚新生活支援事業実施要領に基づいた補助金の交付を受けていないこと。ただし、事業年度の前年度に当該補助金の交付決定を受け、その受給額が第5条第1号に定める補助金限度額に達しなかった世帯は、この限りでない。
- (7) 枝幸町暴力団排除条例（平成24年条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係がないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住居費及び引越費用とする。

- 2 住居費のうち住居の貸借費については、夫婦の一方が婚姻前に契約し居住していた住宅にもう一方が後に当該住居に居住した場合は、同居の開始の日（住民基本台帳に記録された夫婦の住所が同一となった日）以降に支払った費用のみを対象とする。
- 3 住居費のうち住居の購入費用又はリフォームに要した費用については、売買契約又は工事請負契約が婚姻の日の1年前の日以後に締結された費用を対象とする。
- 4 住居費のうち、リフォームに要した費用については、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。ただし、倉庫、車庫等に係る工事費用及び門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン、洗濯機等の家庭用電気機械器具の購入、設置等に係る費用は対象外とする。
- 5 他の補助金、手当等がある場合は、前各号に掲げる補助対象経費からその額を控除するものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、住居費及び引越費用を合算した額とし、次に定める額（以下「上限額」という。）を上限とする。

- (1) 婚姻届を提出した日において、夫婦ともに29歳以下の世帯 1世帯あたり600,000円
- (2) 婚姻届を提出した日において、夫婦ともに39歳以下の世帯（前号に規定する世帯を除く。） 1世帯あたり300,000円
- 2 第3条第6号ただし書きに該当する世帯は、前項に定める上限額から前年度の受給額を差し引いた額を上限とする。
- 3 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、補助金の額が1,000円未満であるときは補助金を支給しないものとする。

（受給資格の認定及び交付）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、枝幸町結婚新生活支援事業補助金受給資格認定兼交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、第3条第6号ただし書きに該当する申請者においては、前年度に提出した書類により必要事項が確認できると町長が認める書類については添付を省略することができる。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 夫婦それぞれの所得期間における所得証明書
- (3) 夫婦それぞれの完納証明書又は納税証明書
- (4) 住居費の内訳が確認できる書類として、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める書類
 - ア 住宅を購入した場合 住宅の売買契約書の写し
 - イ 住宅を新築した場合 住宅の工事請負契約書の写し
 - ウ 住宅をリフォームした場合 住宅のリフォームの内訳が確認できる書類の写し
 - エ 住宅を貸借した場合 住宅の賃貸借契約書の写し
- (5) 住宅手当支給額が確認できる書類
- (6) 引っ越しに係る見積書その他引越費用が確認できる書類の写し
- (7) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類の写し（第3条第3号に該当する場合に限る。）
- (8) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該内容を審査し、必要に応じて現地確認を行い、補助することが適当であると認めるときは、枝幸町結婚新生活支援事業補助金受給資格（認定・不認定）兼交付決定書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（交付申請の変更及び承認）

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに枝幸町結婚新生活

活支援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に前条第1項に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、枝幸町結婚新生活支援事業補助金変更（交付・不交付）決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助対象経費の支払いが完了したときは、速やかに枝幸町結婚新生活支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

（1） 住居費に係る領収書又は支払額が確認できる書類（以下「領収書等」という。）の写し

（2） 引越費用に係る領収書等の写し

（3） 住宅手当支給証明書（様式第6号）

（4） その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の決定）

第9条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、枝幸町結婚新生活支援補助金額確定通知書（様式第7号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、枝幸町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第8号。以下「請求書」という。）に振込先の口座情報を確認できる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、請求書に記載された指定の金融機関の口座に振り込むことにより補助金を支払うものとする。

（報告等）

第11条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して、補助金に関する報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金の交付決定に付した内容又は条件に違反する行為があったとき。

(3) その他町長が適当ではないと認めたとき。

(準用規定)

第13条 この規則に定めのない事項については、枝幸町補助金等交付規則（平成18年規則第35号）の規定を準用する。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月30日規則第2号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日までに、改正前の枝幸町結婚新生活支援事業補助金交付規則（令和5年規則第52号）の規定によりなされた手続きその他の行為は、なお従前の例による。

枝幸町長 様

住所 〒
 (申請者) 氏名 (自署)
 電話番号

枝幸町結婚新生活支援補助金受給資格認定兼交付申請書

枝幸町結婚新生活支援補助金の受給資格認定及び交付を受けたいので、枝幸町結婚新生活支援補助金交付規則第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 受給資格内容

(1) 婚姻年月日	年 月 日		
(2) 新婚世帯の 状況	申請者氏名	(夫)	(妻)
	生年月日	年 月 日	年 月 日
	婚姻日時点の年齢	歳	歳
	新居に住居登録した日	年 月 日	年 月 日
(3) 世帯の合計 所得金額	所得額	① 円	② 円
	奨学金返済額	③ 円	④ 円
	合 計	(①+②-③-④) 円	

2 補助対象経費及び補助金申請額 (受給資格のみを申請の場合は記入不要)

(4) 住居費 (賃借) (※1) 住宅手当が支給されている場合は、賃料から住宅手当を控除した額を記入	賃貸借契約年月日	年 月 日
	賃料 (家賃) (※1)	円
	共益費	円
	敷金	円
	礼金	円
	仲介手数料	円
	賃借料小計【A】	円
(5) 住居費 (購入・新築・リフォーム)	契約締結年月日	年 月 日
	契約金額【B】	円
(6) 引越費用	引越年月日	年 月 日
	引越費用【C】	円
(7) その他の補助金等 ※他の補助金や勤務先からの引越手当等が支給されている場合記入	補助金・手当等の名称	
	交付額【D】	円
(8) 対象経費合計額【E】 ※【A】+【B】+【C】-【D】		円
(9) 補助金申請額 ※【E】と 30 万円 (夫婦が婚姻日時点の年齢が 29 歳以下の場合は 60 万円) を比べて少ない方の金額を記入 (1,000 円未満切り捨て)		円

同意及び確認 ※該当する項目にはレ点を記入	申請者 (夫)	<input type="checkbox"/> 私は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、町が私の戸籍（婚姻届を含む。）、住民票、所得及び枝幸町が徴収する町民税、生活保護受給状況について町の関係各課に照会することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、引き続き町内へ居住します。 <input type="checkbox"/> 私は、過去に結婚に係る給付を受けていません（他自治体からのものも含む）。 <input type="checkbox"/> 私は、町民税等の未納はありません。 <input type="checkbox"/> 私は、反社会的勢力の構成員ではありません。 <input type="checkbox"/> 私は、生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていません。
	氏名 _____ (旧姓 _____)	<input type="checkbox"/> 私は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、町が私の戸籍（婚姻届を含む。）、住民票、所得及び枝幸町が徴収する町民税、生活保護受給状況について町の関係各課に照会することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、引き続き町内へ居住します。 <input type="checkbox"/> 私は、過去に結婚に係る給付を受けていません（他自治体からのものも含む）。 <input type="checkbox"/> 私は、町民税等の未納はありません。 <input type="checkbox"/> 私は、反社会的勢力の構成員ではありません。 <input type="checkbox"/> 私は、生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていません。
申請者 (妻)	<input type="checkbox"/> 私は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、町が私の戸籍（婚姻届を含む。）、住民票、所得及び枝幸町が徴収する町民税、生活保護受給状況について町の関係各課に照会することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、引き続き町内へ居住します。 <input type="checkbox"/> 私は、過去に結婚に係る給付を受けていません（他自治体からのものも含む）。 <input type="checkbox"/> 私は、町民税等の未納はありません。 <input type="checkbox"/> 私は、反社会的勢力の構成員ではありません。 <input type="checkbox"/> 私は、生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていません。	氏名 _____ (旧姓 _____)
添付書類	<input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 夫婦それぞれの所得期間における所得証明書 <input type="checkbox"/> 夫婦それぞれの完納証明書又は納税証明書 <input type="checkbox"/> 住居の売買契約書又は工事請負契約書等の写し <input type="checkbox"/> 住居のリフォームの内訳が確認できる書類の写し <input type="checkbox"/> 住居の賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 住宅手当支給額が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 引越費用に係る見積書等の写し <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類の写し（第3条第3号に該当する場合に限る。） <input type="checkbox"/> その他、町長が必要と認める書類	

様式第2号（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

枝幸町長

枝幸町結婚新生活支援事業補助金受給資格（認定・不認定）兼交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった枝幸町結婚新生活支援事業補助金については、枝幸町結婚新生活交付規則第6条第2項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

記

受給資格

交付決定額 金 _____ 円

不認定の場合の理由

備考 虚偽の申請その他不正な行為があった場合は、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずる場合があります。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

枝幸町長 様

申請者 住所
氏名 夫)
妻)
電話番号

枝幸町結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた枝幸町結婚新生活支援補助金について、下記のとおり変更したいので、枝幸町結婚新生活支援事業補助金交付規則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 変更後の交付申請額 円

4 添付書類

変更を確認できる書類

第 号
年 月 日

様

枝幸町長

枝幸町結婚新生活支援事業補助金変更（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した枝幸町結婚新生活支援事業補助金については、年 月 日付けで提出された変更申請に基づき、枝幸町結婚新生活支援事業補助金交付規則第7条第2項の規定により、決定内容の一部を次のとおり変更することに決定したので通知する。

- | | | | |
|---|---------------|---|---|
| 1 | 今回追加（減額）交付決定額 | 金 | 円 |
| 〔 | 既交付決定額 | | 円 |
| | 変更後補助金所要額 | | 円 |

- 2 不交付の場合の理由

枝幸町結婚新生活支援補助金実績報告書

年 月 日

枝幸町長 様

(申請者)
住 所 〒
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた枝幸町結婚新生活支援補助金について、支払いが完了したので、枝幸町結婚新生活支援補助金交付規則第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付（変更）決定額 _____ 円

2 補助対象経費の支出内訳

住居費	賃借費	円 (年 月～ 年 月分)
	購入・新築・リフォーム費	円
引越費用		円
支出額 計		円

3 添付書類

- 住居費に係る領収書等
- 引越費用に係る領収書等
- 住宅手当支給証明書（様式第6号）
- その他（ _____ ）

年 月 日

枝幸町長 様

勤務先 所在地
名称
代表者氏名
電話番号

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 支給状況

(1) 支給している。

（ 年 月現在
住宅手当 月額 円 ）

(2) 支給していない。

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担するすべての手当等の月額です。
- 2 支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印を付けてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は事業主印を押印してください。

第 年 月 日
号

様

枝幸町長

枝幸町結婚新生活支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった枝幸町結婚新生活支援事業補助金について、枝幸町結婚新生活交付規則第9条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

記

- | | | | |
|---------|---|-------|---|
| 1 交付決定額 | 金 | _____ | 円 |
| 2 交付済額 | 金 | _____ | 円 |
| 3 確定額 | 金 | _____ | 円 |

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

枝幸町長 様

住所
氏名 夫)
妻)
電話番号

枝幸町結婚新生活支援事業補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で補助金の額の確定を受けた枝幸町結婚新生活支援事業補助金について、枝幸町結婚新生活支援事業補助金交付規則第10条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 請求金額 円

2 補助金の振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	本店 本所 支店 支所
預金種目	1 普通 2 当座 3 その他 ()	
口座番号		
口座名義人	フリガナ	

3 添付書類

振込先の口座情報を確認できる書類（通帳又はキャッシュカードの写し）